

いばらき 賃上げ支援金

茨城県では、**35円以上**(1時間当たりの)
賃上げを行った中小企業を対象に
従業員1人あたり5万円[最大50万円]を支給します。

支給額

正規雇用労働者1人あたり**5万円**
非正規雇用労働者1人あたり**3万円**
(1事業所あたり最大50万円)

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等
※公共法人、協同組合、個人事業主等(従業員を1人以上雇用
しているものに限る)を含む。

支給要件

- ①賃上げの対象時期
2025年4月1日から2025年10月11日まで
※申請は1事業者につき1度のみとなります。
- ②賃上げ対象従業員
県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること
- ③賃上げ額
(ア)対象時期において、1時間当たりの賃金が「**最低賃金 + 5円**」※以内の
労働者の賃金を35円以上引き上げること
※茨城県最低賃金1,005円(2024年10月1日発効) + 5円 = 1,010円

(イ)申請時点において、**事業所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が
1,040円以上であること**

(ウ)引上げ後の賃金水準を1年間継続すること

受付期間

2025年6月2日(月)～2026年1月30日(金)
※申請額が予算上限に達した場合、申請期間中に受付を終了する場合がございます。

申請・問合せ 窓口

いばらき賃上げ支援事業事務局
茨城県水戸市城南2-1-20 井門水戸ビル5階
コールセンター: 050-3385-8075 (受付時間: 平日 午前9時～午後5時)
ホームページアドレス: <https://chinageshienkinshikyu.ibaraki.jp>